JPSA 第35号
令和８年４月14日

特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟
石田　直章　様

公益財団法人日本パラスポーツ協会
会　長　　森　　和　之
（公 印 省 略）

令和８年度国内クラス分け支援事業　決定通知書

平素よりパラスポーツの振興につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記事業について、貴団体からの申請内容を審査した結果、下記の通り決定しましたので通知します。

記

１　委託事業名　　第９回チャレンジカップ京都大会に紐づく国内クラス分け
２　委託金決定額　　125,424 円
３　この委託の対象となる事業及び内容は、委託事業申請書記載の通りとする。
４　この委託金は、当協会が別途定める事項を条件として委託し、これらに違反する場合はこの委託の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

（留意事項）

１　当協会は、必要と認めた時には事業の進捗状況を報告させ、指導及び調査を行う。
２　事業実施報告書、事業費精算書及び証拠書類の写し、その他必要な書類等の提出期限は、事業終了後 30 日以内とする。ただし、当該期限が令和９年３月 10 日を超える場合であっても、提出期限は令和９年３月 10 日までとする。契約事業は、上記期日までに書類の提出及び精算のすべてが終了したものを対象とする。
３　委託事業の経理処理については、他の経理と区別し、通帳や団体の経理関係書類（帳簿等）と事業完了報告の内容に相違がないよう、証拠書類を整え間違いなく処理すること。
４　前項で掲げる帳簿類、証拠書類及び事業完了報告書は、事業終了後5ヶ年度（当該度を含まず）保管しておかなければならない。
５　その他、委託事業の実施については、当協会の定めるところにより行わなければならない。

以上

②

JPSA 発 第79号
令和８年５月11日

特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟
理事長　　石田　直章　様

公益財団法人日本パラスポーツ協会
会　長　　森　和　之

令和８年度国際資格取得・更新講習会委託事業　決定通知書

平素より、パラスポーツの振興につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、当協会では標記について、貴団体からの申請内容を審査した結果、下記の通り決定しましたので通知します。

記

1　委託事業名　　2026 年度 WPPO TIER3 審判資格取得講習会

2　委託金決定額　　金 400,370 円

3　この委託の対象となる事業及び内容は、委託事業申請書記載の通りとする。

4　この委託金は、当協会が別途定める事項を条件として委託し、これらに違反する場合はこの委託の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

（留意事項）

1　当協会は、必要と認めた時には事業の進捗状況を報告させ、指導及び調査を行う。

2　事業は、委託事業終了から 30 日以内または令和 9 年 3 月 10 日までのいずれか早い期日までに完了報告、精算のすべてを終了すること。

3　委託事業の経理処理については、他の経理と区別し、通帳や団体の経理関係書類（帳簿等）と事業完了報告の内容に相違がないよう、証拠書類を整え間違いなく処理してください。

4　前項で掲げる帳簿類、証拠書類及び事業完了報告書は、事業完了後5ヶ年度（当該年度を含まず）保管しておかなければならない。

5　その他、委託事業の実施については、本会の定めるところにより行わなければならない。

以上